

公益社団法人 木更津法人会 職員退職手当規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人木更津法人会（以下「本会」という。）職員就業規則第29条の規定に基づき、職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程による退職手当は、職員就業規則第2条1号に定める正規職員（以下「職員」という。）に適用する。

(支給対象)

第 3 条 退職手当は、勤続年数が3年以上の職員で、次の各号の一に該当する者に対して支給する。

- (1) 職員就業規則第24条に基づき、定年により退職した者
- (2) 傷病により死亡または退職した者
- (3) 自己の都合により退職した者
- (4) 論旨退職の処分により退職した者
- (5) 解雇（禁固以上の刑に処せられた場合及び懲戒処分の場合を除く）による退職

(遺族への支給)

第 4 条 職員が死亡した場合の退職手当は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

- 2 前項の遺族の範囲および支給順位については、労働基準法施行規則第42条 から第45条の定めるところを準用する。

(支給額)

第 5 条 退職手当の金額は、月給制の職員に対しては退職時の基本給月額、年俸制の職員に対しては退職時の月例給与額の85%相当額をそれぞれ基礎金額とし、これに<別表>に定める勤続年数に応じた支給率を乗じた次の各号の額とする。

- (1) 前条第1号及び第2号の事由により、退職または死亡した者に対する退職手当は、支給率A欄を適用して算出した金額とする。
- (2) 前条第3号の事由により退職した者に対する退職手当は、支給率B欄を適して算出した金額とする。
ただし、職員が結婚により退職した場合には、B欄に0.5を加算した支給率を適用して算出した金額とする。

- 2 前条第4号及び第5号の事由により退職した者に対する退職手当は、会長がこれを定める。

(勤続年数)

第 6 条 勤続年数の算定は次のとおりとする。

- (1) 採用の日より起算し、退職の日までとする。
- (2) 職員就業規則第7条に定める試用期間については、勤続年数にする。
- (3) 1年未満の端数は月割計算を行うものとし1カ月未満の端数は繰り上げる。
- (4) 職員就業規則第12条～第15条に定める産前産後の休業、育児休業、介護休業並びに職員就業規則第21条に定める休職期間については、勤続年数に算入しない。

(金額の端数計算)

第 7 条 退職手当の端数計算において、円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

(支給時期)

第 8 条 退職手当の支給は、退職日の翌日から起算して原則的に8週間以内にその全額を支払う。

(控除)

第 9 条 退職手当を支給する場合には、次の各号に掲げる金額を控除する。

- (1) 法律の定めにより控除することとされている金額
- (2) 職員が本会に負う債務で確定している金額

(功労金)

第 10 条 会長は、在職中特に功労顕著であった者に対して、所定の退職手当のほかに「功労金」を付加することができる。

(休暇期間中の給与)

第 8 条 職員就業規則第11条(年次有給休暇)及び12条(特別休暇)に定める休暇期間については、給与を支給する。

(欠勤期間中の給与)

第 9 条 欠勤した期間については、原則として給与を支給しない。

(休業期間中の給与)

第 10 条 職員就業規則第13条(産前産後の休業)、第14条(育児休業)及び第15条(介護休業)に定める休業期間については、給与を支給しない。

(改廃)

第 11 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和2年9月17日の理事会で承認され、令和3年4月1日から適用する。

【別表】

支給率(第5条関係)

勤続年数	支給率	
	A欄	B欄
3年	3	Aの0.5
4年	4	
5年	5	
6年	6.5	
7年	8	
8年	9.5	
9年	11	
10年	12.5	Aの0.6
11年	14	
12年	15.5	
13年	17	
14年	18.5	
15年	20	
16年	21.5	
17年	23	
18年	24.5	
19年	26	
20年	27.5	Aの0.7
21年	29.5	
22年	31.5	
23年	33.5	
24年	35.5	
25年	37.5	
26年	39.5	
27年	41.5	
28年	43.5	
29年	45.5	
30年	47.5	Aの0.8
31年	以下同率	以下同率
32年		
33年		
34年		

※注B欄の数値は、年数によりA欄の50%~80%